

＜ 鶴舞苑 ショートステイセンター 利用料金一覧表 ＞

【介護老人福祉施設（短期入所生活介護）／日額】

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	594円	663円	735円	804円	871円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	51円	57円	62円	69円	75円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	③	19円				
	食費	④	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	滞在費	⑤	840円				
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤			2,884円	2,959円	3,036円	3,112円

【介護老人福祉施設（介護予防短期入所生活介護）／日額】

基本料金	要介護度		要支援1	要支援2
	サービスに係る負担金	①	445円	553円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	39円	48円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	③	19円	
	食費	④	1,380円 （朝400円 昼450円 夕530円）	
	滞在費	⑤	840円	
基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤			2,723円	2,840円

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における加算】

送迎加算	188円	片道
療養食加算	1回9円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
緊急短期入所受入加算	92円	介護支援専門員が緊急に短期入所を必要と認めた方へ原則7日を限度

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における減算】

長期利用者に対する短期入所	△31円	長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）に対して
---------------	------	--------------------------------------

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1現在

鶴舞苑 ショートステイセンター
〒850-0064 長崎市秋月町389-1
TEL 095-862-5282 FAX 095-862-5218

< 鶴舞苑 ショートステイセンター 利用料金一覧表【2割負担】 >

【介護老人福祉施設（短期入所生活介護）／日額】

基本料金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	1,188円	1,326円	1,469円	1,607円	1,741円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	102円	114円	124円	137円	149円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	③	37円				
	食費	④	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	滞在費	⑤	840円				
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤		3,547円	3,697円	3,850円	4,001円	4,147円

【介護老人福祉施設（介護予防短期入所生活介護）／日額】

基本料金	要介護度		要支援1	要支援2
	サービスに係る負担金	①	889円	1,105円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	78円	96円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	③	37円	
	食費	④	1,380円 （朝400円 昼450円 夕530円）	
	滞在費	⑤	840円	
基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤		3,224円	3,458円	

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における加算】

送迎加算	375円	片道
療養食加算	1回17円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
緊急短期入所受入加算	183円	介護支援専門員が緊急に短期入所を必要と認めた方へ原則7日を限度

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における減算】

長期利用者に対する短期入所	△61円	長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）に対して
---------------	------	--------------------------------------

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.4.1現在

鶴舞苑 ショートステイセンター
〒850-0064 長崎市秋月町389-1
TEL 095-862-5282 FAX 095-862-5218

< 鶴舞苑 ショートステイセンター 利用料金一覧表【3割負担】 >

【介護老人福祉施設（短期入所生活介護）／日額】

基本 料 金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	1,782円	1,989円	2,203円	2,411円	2,612円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	153円	171円	186円	205円	223円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	③	55円				
	食費	④	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）				
	滞在費	⑤	840円				
	基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤			4,210円	4,435円	4,664円	4,891円

【介護老人福祉施設（介護予防短期入所生活介護）／日額】

基本 料 金	要介護度		要支援1	要支援2
	サービスに係る負担金	①	1,334円	1,657円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	②	116円	144円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	③	55円	
	食費	④	1,380円 （朝400円 昼450円 夕530円）	
	滞在費	⑤	840円	
基本料金合計（3・4人部屋） ①+②+③+④+⑤			3,725円	4,076円

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における加算】

送迎加算	562円	片道
療養食加算	1回25円	医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合（1日に3回を限度）
緊急短期入所受入加算	275円	介護支援専門員が緊急に短期入所を必要と認めた方へ原則7日を限度

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護における減算】

長期利用者に対する短期入所	△92円	長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）に対して
---------------	------	--------------------------------------

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共通その他の料金】

理美容代	実費	カット1800円等
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき（くつ下・タオル・下着・ズボン・上着類）350円等
材料代	実費	クラブ活動などの材料費 生花教室700円等
日用品費	実費	ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉等

- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスに係る自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
- 「社会福祉法人減免」の認定証をお持ちの方は利用料が減免になります。
- 「高額介護サービス費」の適用により、保険者より払い戻しがある場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

H30.8.1 現在

鶴舞苑 ショートステイセンター
〒850-0064 長崎市秋月町389-1
TEL 095-862-5282 FAX 095-862-5218

「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～4段階)」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人福祉施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)
- 利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1～第3段階にある次のような方です。

利用者負担第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
利用者負担第2段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
利用者負担第3段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円を超えて、非課税世帯の方)
利用者負担第4段階	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	居住費又は滞在費
利用者負担第1段階	300円	0円
利用者負担第2段階	390円	370円
利用者負担第3段階	650円	370円
利用者負担第4段階	1380円	840円